

我孫子市中小企業資金融資条例施行規則の一部を改正する規則

我孫子市中小企業資金融資条例施行規則（昭和49年規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(融資の申込み)</p> <p>第2条 条例第4条に規定する要件を備えた者で、資金の融資の申込みをしようとするもの（以下「申込者」という。）は、我孫子市中小企業資金融資申込書（様式第1号。<u>次項において「申込書」という。</u>）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、第3号及び第5号に掲げる書類については、融資申込みに係る同意書（様式第2号）を提出し、市が保有する公簿等により確認することができるときは、これを省略することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 見積書、設計図及びカタログ<u>（設備資金の融資を申し込む場合に限る。）</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 法人の登記事項証明書（<u>法人が申し込む場合</u>に限る。）</p> <p>(5) 住民票の写し（発行後3月以内のもの。<u>個人が運転資金、設備資</u></p>	<p>(融資の申込み)</p> <p>第2条 条例第4条に規定する要件を備えた者で、資金の融資の申込みをしようとするもの（以下「申込者」という。）は、我孫子市中小企業資金融資申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、第3号及び第5号に掲げる書類については、融資申込みに係る同意書（様式第2号）を提出し、市が保有する公簿等により確認することができるときは、これを省略することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>設備資金にあつては、</u>見積書、設計図及びカタログ</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 法人の登記事項証明書（<u>申込者が法人の場合</u>に限る。）</p> <p>(5) 住民票の写し（発行後3月以内のもの。<u>申込者が個人の場合</u>に限</p>

金、小口零細企業資金、大型店進出対策資金又は創業支援資金の融資を申し込む場合に限る。）

(6) 診療所等に常駐する医師が小児科専門医の資格を有していることが分かる書類（小児科支援資金の融資を申し込む場合に限る。）

(7) 診療所等に常駐する小児科専門医が一般社団法人我孫子医師会に属していることが分かる書類（小児科支援資金の融資を申し込む場合に限る。）

(8) 略

2 市長は、申込者が申込書に前項第7号に掲げる書類を添付することができないことについて、合理的な理由があると認めるときは、申込みの時点における当該書類の添付を省略させることができる。この場合において、申込者は、第7条第1項の規定により初めて利子補給金を請求するときまでに、当該書類を市長に提出しなければならない。

（利子補給金の請求）

第7条 略

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、利子補給に係る同意書（様式第7号）を提出し、市が保有する公簿

る。）

(6) 略

（利子補給金の請求）

第7条 略

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、利子補給に係る同意書（様式第7号）を提出し、市が保有する公簿

等により確認することができるときは、これを省略することができる。

(1)及び(2) 略

(3) 住民票の写し（発行後3月以内のもの。**個人が運転資金、設備資金、小口零細企業資金、大型店進出対策資金又は創業支援資金の融資に係る利子補給金を請求する**場合に限る。）

（事業開始届）

第9条 新たに事業を開始するために創業支援資金又は**小児科支援資金**の融資を受けた者は、当該融資を受けた事業を開始したときは、その事業を開始した日から10日以内に事業開始届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

別表第1（第5条関係）

資金の種類		利子補給率
運転資金の項から小口零細企業資金の項まで 略		略
大型店進出対策資金	運転資金	略
	設備資金	年3.0パーセント

等により確認することができるときは、これを省略することができる。

(1)及び(2) 略

(3) 住民票の写し（発行後3月以内のもの。**請求者が個人の場合に限る。**）

（事業開始届）

第9条 新たに事業を開始するために創業支援資金又は**独立開業資金**の融資を受けた者は、当該融資を受けた事業を開始したときは、その事業を開始した日から10日以内に事業開始届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

別表第1（第5条関係）

資金の種類		利子補給率
運転資金の項から小口零細企業資金の項まで 略		略
大型店進出対策資金	運転資金	略
	設備資金	年3.0パーセント
事業転換資金	運転資金	年1.3パーセント
	設備資金	年1.6パーセント

創業支援資金	略	略	創業支援資金	略	略
小児科支援資金	運転資金	年 3.0パーセント	独立開業資金	運転資金	年 1.7パーセント
	設備資金	年 3.0パーセント		設備資金	年 2.0パーセント

様式第3号中

「
令和 年 月 日」を 令和 年 月 日」に、「個人」を「個人（小児科支援資金の融資を申し込む者を除く。）」に改める。

様式第4号中

「
令和 年 月 日」を 令和 年 月 日」に改める。

様式第7号中「もの」を「もの。小児科支援資金に係る利子補給金を請求する場合を除く。」に改める。

様式第9号中「独立開業資金」を「小児科支援資金」に改める。

様式第12号中

資金の種類	1	運転	2	設備
	3	小運	4	小設
	5	大運	6	大設
	7	事運	8	事設
	9	創運	10	創設
	11	独運	12	独設

資金の種類	
-------	--

」を

」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。